

社会資本総合整備計画（平成27年度～平成
31年度）の事後評価について

令和3年7月20日（火）

第1回川越市上下水道事業経営審議会

川越市上下水道局 事業計画課

◎社会資本総合整備計画の事後評価について

○社会資本整備総合交付金とは

下水道法第34条により、「国は、公共下水道、流域下水道または都市下水路の設置または改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置または改築に要する費用の一部を補助することができる。」とあり、国土交通省が平成22年度より社会資本整備総合交付金を創設している。同交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、国土交通省所管補助金等交付規則その他の法令及び関連通知のほか、社会資本整備総合交付金交付要綱に定めている。

○社会資本総合整備計画の策定

社会資本整備総合交付金交付要綱第8により「交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体は、次の各号（名称、目標、期間他）に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。」とあるため、整備計画を策定するものである。整備計画を策定することで、交付金の申請と使用が可能となる。

○事後評価の目的

社会資本総合整備計画に記載された目標などの達成状況を客観的に検証し、実施事業の効率性の向上や透明性の確保を図ることを目的として実施している。

また、社会資本整備総合交付金交付要綱第10により事後評価後は、インターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならないと定められている。

○事後評価対象の計画概要

【計画の名称】 川越市公共下水道の整備

【計画の期間】 平成27年度～平成31年度（5年間）

【計画の目標】 下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。

○計画の成果目標および達成状況

- ・下水道（污水）整備達成率を 96.75%（H27）から 97.83%（H31）に増加させる。
- ・下水道（污水）整備達成率…污水整備済み面積（ha）/事業計画面積（3,895.9ha）
（※単独事業も含めた整備済み面積を計上）

下水道（汚水）整備達成率	最終目標値	97.83%
	最終実績値	97.78%

※目標値と実績値に差が出た主な要因としては、新河岸第5処理分区において、他事業として道路整備が始まったこと等により、一部区間において事業実施期間内に当初計画の整備が不可能となったため。

○実施事業（実績）

番号	要素事業名	事業内容 (整備面積)	事業実施期間（年度）						全体事業費 (百万円)	交付金額 (百万円)
			H27	H28	H29	H30	H31	R2		
A07-001	新河岸第3処理 分区管渠整備	11.7ha			■		■		102.36	25.25
A07-002	新河岸第5処理 分区管渠整備	2.2ha			■				54.67	11.00
A07-003	新河岸第8-1処 理分区管渠整備	7.3ha	■	■		■			107.26	40.30
A07-004	新河岸第9処理 分区管渠整備	2.8ha	■						29.84	7.50
A07-005	久保川第7-2処 理分区管渠整備	4.1ha	■		■	■			105.46	29.25
A07-006	不老川第7処理 分区管渠整備	2.6ha							0.00	0.00
合 計								399.59	113.30	

※本事業に対する国費率は50%（交付率100%）となっているが、全体事業費には交付対象にあたる主要な管渠以外の附帯的な事業も含まれているため、このような交付金額となっている。

※新河岸第3処理分区（H31）に関しては、次年度に繰越し、令和2年度に本整備計画事業が完了したため、令和3年度の事後評価としている。

※不老川第7処理分区に関しては、既設雑排水管を利用することで補助要件から外れたが、効率的な整備が可能となったため、市単独事業として整備を進めている。

○今後の方針について

安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造するため、本事業については、引き続き新しい社会資本総合整備計画（令和2年度～令和6年度）において進めていく。

(参考図面) 社会資本総合整備計画

川越市全図

